

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

救急救命士については、平成3年の救急救命士法により創設された医療関係職種であり、医師の指示の下に、傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者である。病院前救護を強化し傷病者の救命率の向上等を図るため、救急救命士の業務に関する要望が提起されており、救急医療提供体制の一層の充実を図る観点から救急救命士の業務のあり方等について検討を行う。

2. 構成員

- (1) 各分野の有識者により構成する。(別紙のとおり。)
- (2) 構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 救急救命士の業務範囲
- (2) 救急救命士の業務の実施体制、教育内容、検証体制
- (3) その他

4. 検討スケジュール

平成21年3月25日(水) 第1回を開催

平成22年2月 1日(月) 第2回を開催

5. 運営等

- (1) 検討会は、原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (2) 検討会は、医政局長が主催し、その庶務は医政局指導課において行う。

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会 構成員

- 石井正三 日本医師会常任理事
- 葛西龍樹 福島県立医科大学地域・家庭医療部教授
- 郡山一明 救急振興財団救急救命九州研修所教授
- 佐々木靖 札幌市消防局救急課長
- 島崎修次 杏林大学救急医学教授
- 杉本 壽 星ヶ丘厚生年金病院病院長
- 永池京子 日本看護協会常任理事
- 野口英一 東京消防庁救急部長
- 野口 宏 藤田保健衛生大学医学部救急科教授
- 樋口範雄 東京大学法学部教授
- 前野一雄 読売新聞東京本社編集委員

(敬称略、五十音順)